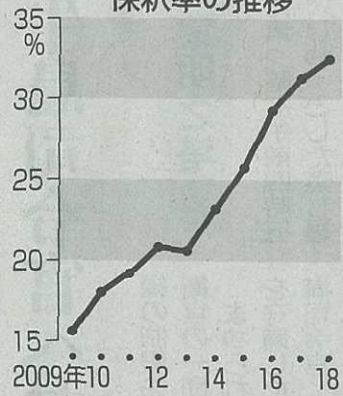


裁判員制度導入後

保釈率の推移



※データは勾留された人員(保釈請求していない人員も含む)のうち、地裁・簡裁が一審最終までに保釈を許可した割合

高まる保釈率 運用に限界

小林容疑者(四)はこれまでも、再三にわたる出頭要請を拒否していた。事前に弁護士らとの打ち合わせが必要な裁判員制度が導入された二〇〇九年以降、保釈が認められる割合は高まっているが、実刑確定後は出頭してくるはずという「性善説」に立った運用の限界が浮かび上がった。

(土屋晴康)

刑事訴訟法は、保釈請求があれば、一定以上の罪を犯していたり、証拠隠滅の恐れがあったりする場合など以外は認めなければならないと規定し、「権利保釈」と呼ばれる。小林容疑者は該当しなかったが、家族関係、健康状態などを考慮し、裁判所が妥当と判断する「裁量保釈」で勾留が解かれていた。

最高裁によると、全国の裁判所が保釈を認めた割合は〇九年の16・3%から一七年には32・7%に増えた。大阪大の水谷規男教授(刑法)は「裁判員裁判は従来と比べて、公判が始まれば進行が速い。被告と弁護人が十分な防御を準備する必要がある。被告が手錠や腰

「実刑確定後は出頭」「性善説」前提

縄で入廷すると裁判員に予断を与えることにもなる。裁判官が以前より多くの事件で保釈を認めるようになったのは、制度が導入されたからではないか」と解説する。

法務省によると、小林容疑者のように保釈後に実刑が確定しながら収容から逃げる「どん刑者」は全国で二十六人(一八年末時点)いる。小林容疑者は控訴審の判決時に出廷しなかったが、水谷教授は「刑法では、禁錮刑以上の判決が出た時点で保釈は自動的に失効する。過去には判決直後に収容された事例もあり、今回も判決時に召喚すれば事足りた」と指摘する。神奈川大の白取祐司教授(刑法)は「状況によっては、海外で導入されているように、衛星利用測位システム(GPS)を着けて監視することも考えるべきではないか」と話した。